

環 環 管 第 1 号
令和 2 年 4 月 2 0 日

安田不動産株式会社
代表取締役社長 中川 雅弘 様

京都市長 門川 大作

〔担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL: 075-222-3951〕



「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」に対する意見について

令和 2 年 1 月 2 9 日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 地下構造物による影響のおそれ及び地下水の利用の有無について検討を行い、必要に応じ、影響を受けるおそれのある環境要素を追加すること。
- 2 公園の整備による動物、植物及び生態系への影響を考慮し、影響を受けるおそれのある環境要素の追加の必要性について検討するとともに、必要に応じ計画段階環境配慮の内容を検討し、配慮書に記載すること。
- 3 対象事業の規模や内容、周辺状況を踏まえ、景観に関する周辺地域への影響について、十分配慮すること。
- 4 大型バス等の車両による周辺への影響が回避・低減されるよう、車両の停車・待機場所等について検討し、配慮書に記載すること。
- 5 影響を受けるおそれがあるものの、いずれの案であっても差がない環境要素について、計画段階環境配慮の検討結果を配慮書に記載すること。
- 6 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。